

【別紙 1】

2020 年度後期学内での遠隔授業の受講場所について

今年度、後期は基本的に対面授業となりますが、一部、科目の特性上もしくは大人数講義については遠隔授業を実施します。履修登録によっては、同日に遠隔授業と対面授業が混在する場合、遠隔授業を受講するために本学へPCを持参してください。

【本学に PC 持参する場合】

棟	場所	備考
A 館	A21 教室	充電箇所－70 か所完備
	2F フロア	
	3F 学生ホール	
	4 階以上のフロア	
	その他空き教室内	
	2F 渡り廊下(A 館→B 館)	
	大会議室	10 月 5 日 (月) ～
C 館	C11 教室 (階段教室)	
	C11 教室横フロア	
	2F・4F 学生ホール	
	その他空き教室内	
G 館	2F ラーニングコモンズ	
	中庭	
	その他の空き教室	
M 館	図書館 (1F～2F)	飲食禁止
	2F 渡り廊下(A 館→M 館)	
	3F 窓側フロア	
食堂	2F 食堂	14 : 00 以降使用可能
屋外	中庭テント	10 月末まで

【PC 持参不可もしくは自宅にインターネット環境が無い場合】

※dotCampus のアンケート調査 (各学部ごと) にて後期 3Q 遠隔授業調査を行っています。

ノートパソコンの所有状況やインターネット環境について必ず回答してください。

棟	場所	備考
A 館	3F 学生ホール奥 A31～A34	PC を利用するため すべての場所で 【飲食禁止】
C 館	3F 渡り廊下(C 館→M 館)	
M 館	M34 教室	
G 館	G44 教室	

【利用時間】

利用時間 : 8 : 00～18 : 00 まで、開館 8 : 00～18 : 30 まで ※CDP 受講者を除く

【遠隔授業を受講する際の留意事項等】

- ・ Zoom など遠隔授業を受講する際は、他の学生の妨げにならないようマイク付きイヤホンを装着してください。
- ・ 設備や座席数には限りがあります。密を回避する上でも可能な限り自宅にて遠隔授業を受けてください。

【別紙 2】

新型コロナウイルス感染症にかかる授業欠席の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関連して授業を欠席した場合は、学生便覧の欠席に関する事項とともに、「学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患^{りかん}した場合の取扱い」の規程により、以下のとおり「公欠」の取扱いとします。

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した場合
医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合は、治癒するまで「出席停止」とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。
- ② 「濃厚接触者」に特定された場合
保健所等により新型コロナウイルス感染者の「濃厚接触者」として特定された場合は、感染者と接触した日から 14 日間の自宅待機とし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。
- ③ 咳や発熱等の風邪の症状や強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合
学生支援課に連絡の上、病院等で診断を受けることとし、その間の授業について「公欠」の取扱いとします。症状が改善し登校可能となった場合は、学生支援課へ病院等の「診断書」又は「領収書」を提出し、認印をもらってください。

新型コロナウイルス感染症に係る授業欠席の「公欠」の手続きとして、「欠席届」と「欠席事由を証明する書類」の提出が必要となります。そのため、「欠席事由を証明する書類」として①～③の状況により、次の表の書類を「欠席届」とあわせて学生支援課に提出し確認印をもらった後、授業担当者に提出（大学科目分はメールボックスに投函・短大科目分は教員に手渡し）してください。

状況別	出席停止等の期間	手続き提出書類
①新型コロナウイルス感染により出席停止	治癒したと診断された日まで	・欠席届 ・医療機関による感染が証明できる書類
②「濃厚接触者」特定により自宅待機	感染者と接触した日から 14 日間	・欠席届 ・保健所等による濃厚接触者の特定が証明できる書類
③風邪等の症状がある場合（自己申告）	風邪等の症状が緩和されるまでの期間	・欠席届 ・病院等の「診断書」又は「領収書」に学生支援課の認印のあるもの

新型コロナウイルス感染症に罹り「公欠」として取り扱う授業等については、学生の不利益とならないよう、授業担当者により宿題やレポート課題、追試験等の代替措置を講じるなどの補填にて最大限の配慮を行います。

【別紙 3】

学内食事スペースについて（お願い）

昼食時は学食が混みあうため、感染症抑止の観点から食事スペースを設置しました。以下の注意事項を守り、昼食をとるようご協力をお願いします。

【注意事項】

- ① 昼食をとる際は、手洗い・手指消毒を必ず行ってください。
- ② 学食・学生ホールを利用する際は、密を避け他の人との間隔を空けて利用してください。大声での会話は慎んでください。混雑している場合は利用を避けてください。
- ③ 清潔な環境の維持にご協力ください。

1. 弁当等持参学生について

弁当等持参の学生は、できる限り2限目に授業を受けた教室内で昼食をとり、12:30以降に3限目の教室へ移動してください。その他、A館3F学生ホール、G館2Fラーニングコモンズ、C館4F学生ホール、中庭テント等についても、密を避け他の人との間隔を空けて利用してください。混雑している場合は利用を避けてください。

2. 学内コンビニ利用学生について

学内コンビニを利用する際は、密を避け他の人との間隔を空けて利用してください。食事スペースについては、A館3F学生ホール、G館2Fラーニングコモンズ、C館4F学生ホール、中庭テント等についても、密を避け他の人との間隔を空けて利用してください。混雑している場合は利用を避けてください。

3. 学食利用学生について

学食を利用する際は、学食のメニューを購入した学生のみ利用とします。密を避け他の人との間隔を空けて、掲示されている学食利用のルールを守り、利用してください。混雑している場合は利用を避けてください。食後は、速やかに席を譲るよう心掛けてください。

【学内の主な食事スペース】

- ①各教室
 - ②A館3F学生ホール（50テーブル×2名＝100名）
 - ③G館2Fラーニングコモンズ（24テーブル×2名＝48名）
 - ④C館4F学生ホール（26テーブル×2名＝52名）
 - ⑤学食1F・2F（約200名）
 - ⑥中庭テント（約100名）
 - ⑦その他学内設置テーブル（若干）
-

4. その他施設の利用について

【事務局窓口について】

各窓口の受付記録簿に学籍番号・氏名等を記入した上で、利用してください。

【エレベータの利用について】

3密を避けるため、4人以内での利用をお願いします。また、上下3階以内の移動は、できる限り階段を利用するよう協力をお願いします。

【喫煙所について】

後期より喫煙所の利用は可としますが、混雑している場合は時間をずらすなど、密を避けて利用してください。

【学内でのミーティングについて】

学内で諸活動に関する打合せや集会を行う場合は、事前に学生支援課まで申し出て、空き教室を使用してください。学生ホールのミーティングルームは利用できません。